五　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画（当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。）の区域

イ　当該認定集約都市開発事業計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業（社会資本整備総合交付金（予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。）の交付を受けて行われるものに限る。ロにおいて「集約都市開発事業」という。）の施行される土地の区域の面積が二千平方メートル以上であること。

ロ　当該認定集約都市開発事業計画に係る集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する特定公共施設の整備がされること。

第二十二条第七項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削る。

第二十五条の四第二項中「施行されるもの」の下に「（第二十条の二第十四項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）」を加え、同条第三項中「第二十条の二第十四項第二号」の下に「から第五号まで」を加える。

第二十五条の八の見出し及び同条第一項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項の表第十一条第二項の項、第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項、第二百五十八条第一項の項、第三項第一号及び第二号の項、第二百六十一条第一号の項及び第二百六十一条第二号の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同表第二百六十二条第三項の項を削り、同表第二百六十六条の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、第二十五条の八第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の表第百十一条第四項の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項の前に次のように加える。

第五十一条第二項	事業所得又は	事業所得（租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等の譲渡による事業所得を除く。）、当該一般
	事業所得の金額	事業所得の金額（同項に規定する一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額を除く。）、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額
第五十一条第四項	若しくは雑所得	、雑所得（租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡による雑所得を除く。）若しくは当該一般株式等の譲渡による雑所得
	又は雑所得の金額	、雑所得の金額（同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額を除く。）又は当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額

第二十五条の八第十三項の表第百二十条第一項の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同表第百二十条第三項第三号の項を削り、同表第百二十一条第一項及び第三項の項、第百二十三条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十六条の項を削り、同表第二百三十二条の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第五十九条及び」を「第五十八条及び」に、「第五十九条第一項中「除く。）又は」とあるのは「除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する公募株式等証券投資信託以外のもの又は」と、」を「第五十八条第一項中」に、「で同号に規定する公募株式等証券投資信託以外のもの（」を「（租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場廃止特定受益証券発行信託を除く。）に、「第五十九条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第二十五条の八第十項（株式等」を「第二十五条の八第十二項（一般株式等」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項第一号中「上場されていること又は」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第八項第一号中「次項」を「第十一項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の二第五項第一号」を「次条第二項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第一条の四第三項の規定は、法第三十七条の十第三項第七号に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、第一条の四第三項第一号中「第三条第一項第一号」とあるのは「第三十七条の十第三項第七号」と、「利子の同項第四号に規定する支払の確定した日」とあるのは「同号に規定する償還の日」と、「利子の支払」とあるのは「償還により金銭又は金銭以外の資産の交付」と読み替えるものとする。

第二十五条の八第七項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三十七条の十第二項第七号に規定する政令で定める公社債は、法第四十一条の十二第七項に規定する償還差益につき同条第一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定する割引債とする。

第二十五条の九及び第二十五条の十を削る。

第二十五条の八の四第一項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第二項中「第二十五条の八の二第十項」を「第二十五条の九の二第十項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十の二第三項」を「第三十七条の十一の二第三項」に改め、同条を第二十五条の十とする。

第二十五条の八の三中「第三十七条の十の二」を「第三十七条の十一の二」に改め、同条を第二十五条の九の三とする。

第二十五条の八の二第一項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に改め、「株式」の下に「又は公社債」を加え、同項第一号中「特定管理株式（法第三十七条の十の二第一項」を「特定管理株式等（法第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式を」を「特定管理株式等を」に、「第二十五条の八の四第一項」を「第二十五条の十第一項」に、「当該特定管理株式につき法第三十七条の十の二第一項各号」を「法第三十七条の十一の二第一項各号」に改め、「発生した」の下に「特定管理株式等につき当該事実が発生したを加え、「特定管理株式に係る一株当たりを「特定管理株式等に係る一株又は一単位当たり」に、「特定管理株式の」を「特定管理株式等の」に改め、同項第二号中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「第二十五条の八の四第一項」を「第二十五条の十第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「第二十五条の八の四まで」を「第二十五条の十まで」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項に次の一号を加える。

三　特定口座内公社債（法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定口座内公社債をいう。以下この項及び次項において同じ。）同条第一項各号に掲げる事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において第二十五条の十の二第一項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

第二十五条の八の二第三項を次のように改める。

3　法第三十七条の十一の二第一項第二号に規定する政令で定める事実は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ当該各号に定める事実とする。

一　特定管理株式等である株式又は特定保有株式　次に掲げる事実

イ　特定管理株式等である株式又は特定保有株式を発行した内国法人（以下この号において「特定株式発行法人」という。）が破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。